

日銀は買い取り銘柄を公表せよ

日 銀は、銀行保有株削減の受け皿となるべきではなかったと考えている。また、どうしても銀行保有株を購入するなら、信用秩序維持における日銀の役割を規定した日銀法38条を根拠にすべきだった。38条の適用は信用不安を認めることになるので難しいというのなら、別途の個別立法を行うのが適当であった。少なくとも、日銀内部だけの議論で独自に打ち出す政策ではない。

銀行と企業間の株式持ち合いが、日本企業の資本コスト意識を著しく希薄にした側面は見逃せない。企業経営者は資本提供者に対するリターンを意識せず、株主（とくに個人）を軽視する結果となった。コーポレートガバナンス（企業統治）面でも、銀行と企業が互いがもの言わぬ安定株式となり、経営者の緊張感を弛緩させた。

株式持ち合い解消は、株価変動リスクに起因する銀行経営の不安定さを改善する。そのために日銀が一役買うということは全く理解できないわけではないが、意思決定のプロセスや方法論に問題があった。中央銀行という公器を預かる日銀執行部は、十分な思料を欠いていたと言わざるを得ない。

この問題は結局、銀行の自己資本の脆弱さ

に帰結する。株価が下落すれば、含み損処理によってただでさえ脆弱な自己資本をますます毀損させる。

したがって、2004年9月までにTier1（中核的自己資本）内に株保有額を抑えるという現在の方針を変えるべきではない。それを実現するためには、自己資本が足りない、銀行保有株の買い手がいないというならば、政府が公的資金を注入すると同時に、「株式買い上げ機構」や現在審議中の「産業再生機構」が買い手になればよい。

一方、すでに株取得を始めてしまった日銀には、取引や評価の公正性をチェックするために取得銘柄の公表を求めたい。

銀行が日銀に売り抜けた直後に融資を回収して破綻に追い込む事態も想定される。日銀のバランスシートの毀損もチェックしなくてはならない。こうした点を確認するためにも、取得銘柄公表は不可避だ。取得株発行企業への日銀OBの再就職が問題視されるから銘柄公表ができないという日銀の抗弁は、国民には理解不能の主張だ。

福井俊彦新総裁には、公器である中央銀行の政策とガバナンスに関して、国民が理解可能な筋の通った運営と説明を期待したい。